

認定医療法人制度を活用した 「持分なし」医療法人への移行について



北島 亜紀 あおい会計社 代表税理士 / 認定登録 医業経営コンサルタント

制度終了まで残り1年余り

2017 (平成29) 年10月1日、改正後の認定 医療法人制度が3年間の時限措置として施行さ れた。今後、改正により期間が延長されなけれ ば2020 (令和2) 年9月30日で制度は終了と なる。6月30日現在、厚生労働省への認定申 請件数は316件(病院等を開設する医療法人 223件、診療所を開設する医療法人93件)で、 すでに 228 件が認定済み (病院等を開設する医 療法人164件、診療所を開設する医療法人64 件)となっている。3年間で1,000件以上(持 分なし医療法人への移行計画に関する認定審査 における審査等補助業務委託に係る仕様書よ り) の移行を見込んでいた目論見どおりにはい かないまでも、残り1年余りとなって申請件数 は増加傾向にあるようである。

4つの認定要件

改正前の認定医療法人制度は 2014 (平成 26) 年10月1日に施行された。その際、医療法上 の認定要件は、「社員総会において(持分なし への移行が)決議されていること」、「移行計画 の有効性及び適切性に疑義がないこと」、「移行 計画に記載された移行期限が3年以内であるこ と」の3点であった。この3要件は、持分を有 する社員全員が持分放棄に同意さえすれば達成 可能な内容である。ところが、「社員全員の財 産放棄」というハードルをクリアしても、次に 「課税」というハードルが待ち受けていた。具 体的には、定款変更して「持分なし」へ移行し た際の医療法人に対する「みなし贈与課税(相 法 66 ④)」の問題である。

課税問題をクリアするためには、認定を受け た医療法人は社会医療法人・特定医療法人並み の要件を満たす必要があり、特に「役員等に占 める同族親族割合3分の1以下」や「5疾病5 事業を行っていること」といった要件はハード ルとしてとても高いものと認識されていた。そ こで、認定医療法人制度を活用しやすくして、 持分なしへの移行を促進するため、改正に際し 4つ目の要件として「運営に関する要件」を加 えて移行時の非課税措置が手当てされた。この 措置は、税制上画期的なことであった。運営に 関する要件は8要件あり、クリアすれば定款変 更時の医療法人に対する「みなし贈与課税」が 非課税とされるため「非課税8要件」と呼ぶこ とができる。ただし、持分なしへの定款変更の 認可時点から6年間(贈与税課税の時効まで) は経過観察がされ、8要件を満たさなくなれば その時点で贈与税が課税される(次頁図表1)。

運営に関する要件、 その実務上の留意点

「運営に関する要件(非課税8要件)」で、実 務上留意する主な点は次のとおりである。

(1) 法人関係者、株式会社に特別利益を与え ないこと

施設の利用に関しては、規程の整備と利用料 金の妥当性が問われる。貸付金に関しても奨学 金制度などの規程の整備は必須であり、運用の 公平性も問われる。理事長など特定の者に対す

●図表1 認定医療法人の4要件と運営に関する8要件

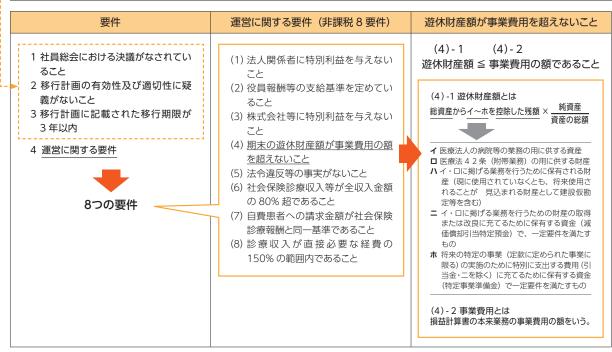
2017年9月までの認定医療法人制度は、

大臣認定基準(3 要件)を満たし ⇒認定医療法人となった後 ⇒ 持分なし医療法人移行時に税務上の非課税基準を満たして いるか否かで、医療法人に対する"みなし贈与"の適用有無 を判定。

2017年10月以降の認定医療法人制度は、

従来の大臣認定基準に加えて4つ目として

運営に関する要件を満たし ⇒ 認定医療法人の申請時点で医療法人に対するみなし贈与の適用を受けない 『非課税8要件』をクリアし、持分なしへの移行後6年間その状態を維持 する必要がある。



出所 北島亜紀:認定医療法人制度改正のポイント < 解説 >, 月刊 「税理」 2018 年 2 月号別冊付録 II、p.14.

る貸付金等がある場合には、認定申請時までに 返済が必要である。規程があり、認定利息を計 上していたとしても医療法上は許容されないか らである。MS 法人や役員から病院用建物など の借用がある場合には、賃貸借契約書の整備と 賃料の妥当性を証明できる鑑定評価書などの準 備を要する。借入金も金銭消費貸借契約書の整 備はもちろん、支払利息の利率の適正性が問わ れる(理事長からの借入金などは、利率ゼロで 可)。業務に従事している関係者等がいる場合、 給与規程の整備や働きに合った妥当な給与設定 が必要となる。MS法人との業務委託契約は、 契約書とともに、対価の妥当性を証明できるエ ビデンスを要する。取引対価等の条件の決定に

あたり他の法人との比較(相見積の取得など)を 行うなど、取引内容に合理性があることの証明 を取引ごとに確認しておくことが必要となる。

いずれも医療法の「剰余金の配当禁止(医療 法 54)」の視点で取引をチェックすることが必 要である。

(2) 役員報酬等の支給基準を定めていること、 遊休財産の制限

役員報酬規程や役員退職給与規程は必要とな る。整備されていない場合には、認定申請時ま でに整備をし、規程に沿った報酬を支給するこ とが求められる。定期同額給与などの税法規定 との整合性をとり納税が増加することを防ぐこ とも必要となる。役員報酬の相場は、「別添様

式 4」の記載例に例示が示されており参考とな る。高額な報酬は引き下げて認定申請すること になるが、その際は、勤務実態に応じた報酬区 分、報酬額の算定方法等、規程の見直しを行い、 所要の修正を検討する必要がある。

経営状況が優良な医療法人であれば、役員報 酬の引き下げにより、内部留保が多額となって 遊休財産の制限に抵触する可能性が出てくる。 遊休財産は事業費用を超えないことという制限 がある。持分なしへ移行の後、認定が失効する までの6年間は、たとえば計画的な設備投資計 画をプランニングして効果的な設備投資を行う とともに、減価償却引当特定預金勘定や特定事 業準備資金勘定を活用した会計処理をして、内 部留保とのバランスをとることも検討に値する。

(3) 社会保険診療収入等が全収入金額の 80%超であること

社会保険診療収入等が全収入金額の80%超 であることという要件に関しては、毎月の数値 のモニタリングを欠かさず行い、会計年度末時 点では80%を超えられるようにすることが必 要である。また、社会保険診療収入等の範囲は、 税法上の範囲より広く設定されている。社会保 険診療収入等に該当する収入の範囲を正確に把 握し、日頃の会計処理を行う必要がある。

(4) 法令違反等の事実がないこと

病院を開設する医療法人で、医療監視の結果、 重大な不適合事項があり、都道府県知事から改 善勧告が行われたが是正されない場合は法令違 反となる。たとえば、医療監視で看護師や薬剤 師などについて、法定人数に満たないような場 合にはこれに該当する懸念があるので注意する 必要がある。地域によっては資格者が慢性的に 不足しており、いくら募集をしても定数を満た せない場合がある。これにより、認定申請手続 きがとん挫したり、認定取り消しとなれば、事 態は深刻である。

(5) 税理士がアドバイスする際の注意点

認定申請に際し、税理士が税務上の視点(税 務調査での否認の有無)から「特別利益を与え ないこと」や「役員報酬等の支給基準」につい てアドバイスをすると、認定申請時の医療法上 の視点(剰余金の配当禁止)と齟齬をきたす場 合がある。あくまでも医療法上の視点で取引を 精査することが求められる。

「持分なし」への移行の際の 留意点

持分を有する出資者の特定は「出資者名簿」 で行うことになるが、出資者の特定は医療法人 の責任で行い、出資者を特定する。また、医療 法人が計画認定を受けて「持分なし」へ移行す る場合には、定款変更を2回行うことになる。1 回目は「認定医療法人」である旨の変更であり、 2回目は「持分なしへの移行」の定款変更となる。 持分なしへの移行を非課税で行うためには1回 目の定款変更を省略することはできない。併せ て持分なしへの移行に際しては、「出資持分の放 棄申出書(附則様式第7)」の書面を用いること が必須となる。持分なしへの移行後、贈与税の 非課税申告書を期限内に提出するが、納税額が なくとも必ず期限内申告をしなければならない。

移行後の留意点

すでに認定医療法人となり、それを活用して 「持分なし」への定款変更を済ませた医療法人 もある。この移行済みの医療法人において、理 事長はじめ医療法人の関係者が、「手続き済み」 と安心して気が緩んでしまうことは怖いことで ある。「持分なし」への移行の定款変更認可日 から6年間は非課税8要件をクリアし続けなけ ればならず、要件をクリアできなかった時は、 みなし贈与課税がされてしまうからである(次 頁図表 2)。定款変更の認可日はゴールではなく 6年間のカウントダウンのスタートである。そ のことをしっかり認識して法人運営にあたらな ければならない。

早めの問題把握と改善アドバイス 要件整備に向けたアクションを

認定申請において、特別利益の供与や役員報

●図表 2 認定取り消しの場合の贈与税課税

- ●認定医療法人が、その非課税とされた贈与税の期限内申告書の提出期限から、認定医療法人が新医療 法人(持分なし医療法人)への移行をした日から起算して6年を経過する日までの間に、認定が取り消 された場合には、その認定医療法人を個人とみなして経済的利益にみなし贈与税を課する(措法 70 の 7 Ø 14 ②)
- ●この場合には、厚生労働大臣認定が取り消された日の翌日から 2 カ月以内に、適用を受けた年分の贈与税 について修正申告書を提出し、かつ、その期限内に修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなけ ればならない(措法70の7の142)。
- ●取り消された日の翌日から2カ月以内に提出された修正申告書は、国税通則法第20条(修正申告の効力) が適用される場合を除き、期限内申告書とみなす(措法 70 の 7 の 14 ④)。
- ●修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、その修正申告書に記載すべきであった贈与 税額等について、国税通則法第24条(更正)又は第26条(再更正)の規定による更正を行う(措法 70の7の14③)。

贈与税の計算

認定医療法人の納付すべき贈与税額は、その放棄により受けた経済的利益について、その放棄をした者 の異なるごとに、その放棄をした者の各 1 人のみから経済的利益を受けたものとみなして算出した場合 の贈与税額の合計額とされる(措令40の8の14①)

酬基準のように、認定申請前に調整して要件を クリアできるものは直前対応でもかまわない。 しかし、MS法人との取引を見直す場合や遊休 財産の制限、社会保険診療等の収入割合要件の ように認定日の属する会計年度の直前期末の決 算数字を用いるものについては、申請にあたり 決算数字をまとめた段階で、要件を満たしてい なかったことに気づくといったことも珍しくな い。医業経営コンサルタントが関与する場合に は、認定医療法人制度は事前準備に時間を要す ることを念頭に置いて、早めの問題把握とそれ に対する改善のアドバイスを行い、要件整備に 向けたアクションを起こすことが大切である。

また、実務上は、持分を多く有する社員の突 然の訃報を起因として認定医療法人制度の活用 を希望され、相談を受けるケースもある。この 場合は、相続税の申告期限までに認定を得る必 要がある。

現行法上、時限措置の期限は2020(令和2) 年9月末であり、残り期間は1年余りとなった。 検討している法人は未だ数多くあり、8 要件ク リアには諸条件を整備するための時間が必要で ある。制度の期限から逆算すると、たとえば3 月決算法人であれば、2020 (令和2) 年3月決 算が要件クリアに備える最後のチャンスであ り、かつ、制度の延長がされない場合にはラス トチャンスとなる。

現時点において制度の延長が行われるかどう かは不明であり、認定審査にも時間がかかるた め、移行計画の認定を検討している法人におい ては、申請の準備は早めに進めることが肝要で ある。

相続・事業承継を円滑にし、ひいては地域に おいて必要とされる医療を確保するための認定 医療法人制度を、ぜひ、延長されるように関係 各方面で要望が出されることを切に願う次第で ある。

PROFILE

きたじま あき: 1971 年東京生まれ、千葉育ち。1994 年平 成会計社(現‧税理士法人平成会計社)入社、2004年(株) 産業再生機構へ転籍、2006年任期満了により税理士法人平 成会計社へ復職、パートナーを経て、2017年あおい会計社 設立。

著書に『産業再生機構 事業再生の実践』(株式会社産業再 生機構編著、商事法務)、『EXIT ファイナンスの実務』(共著、 きんざい)、『企業組織再編の税務』(税理士法人平成会計社 編著、日本経済新聞出版社)、『戦略的事業承継の税務』(税 理士法人平成会計社編著、ぎょうせい) など。